

仕様書			
件 名	部外技能訓練 (普通自動車第1種免許 (MT))	仕様書番号	第6号
		作成年月日	令和8年2月18日
		作成者	東北方面総監部 人事部援護業務課企画班 1等陸尉 半田 裕二

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面隊が実施する部外技能訓練「普通自動車第1種免許 (MT)」について規定する。

2 各免許取得別受講予定人数等

別紙「内訳書」のとおり

3 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 履行場所

東北地方とする。

5 役務に関する要求

(1) 合宿による免許取得を基準とし、技能講習費、技能検定費（審査交付料を含む。）宿泊費、食費、入所金等の事務手続費、各駐屯地から教習所等（合宿所）までの往復交通費、検査料等の諸費用を含むものとする。

(2) 合宿期間は、契約相手側と官側との調整により決定する。

(3) 調整した期間内に卒業技能検定に合格できない者があるときは、履行保証期間（講習期間の2倍）を設定する。この際、令和9年3月31日を越えない期間とする。

(4) MT車を基準とするも履行が困難な場合、AT車への変更については官側との調整により決定する。

(5) 履行保証期間における(1)に示す諸費用の増額は実施しない。

(6) 受講日の振替及び時間変更

事情により、連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定するものとする。

また、予定した受講時間に受講できない事情が生じた場合についても、時間変更の処置を講ずる。

(7) 交通費

受講予定者が所属する駐屯地から契約相手方が実施する教習所（合宿所）までの間（往復）とし、公共交通機関を使用した際の額とする。但し、新幹線、特急料金、座席指定料金は含まない。

(8) 宿泊所、就学等の設備

就学中は、教習施設に自習室（宿泊部屋に机を設置しても可）を設置し、講習時間外に任意

で利用できる設備を準備するものとする。また、宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の生活環境が確保できるものとする。食事に関しては、食品衛生法に基づく食品衛生責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事を提供すること。（同条件の部外委託による配送等可）

(9) 教材等

各種免許取得において必要な教材等を提供するものとする。

6 検 査

役務完了後、仕様書に基づく事項及び取得人数を検する。契約相手方は履行修了の都度、修了証明書を官側にFAX、メール等により提出するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に関して疑義がある場合は、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (2) 契約上、条件にそぐわない事項等が発生した場合、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (3) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみ使用し、他の者に開示漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とし、法令で定める期間が経過したのち、適正な処理により廃棄すること。個人情報管理状況について、状況により、書面を提出、又は現地において官側の確認を行うものとする。

内 訳 書

件名	所持 免許	規格等	予定 数量	単位	単価	金額	備考
部外技能訓練 (普通自動車第1種免許(MT))		仕様書のとおり	6	人			

受講予定者数

所属駐屯地	予定者数
青 森	1
秋 田	4
大 和	1
合 計	6

仕様書			
件 名	部外技能訓練 (準中型自動車免許)	仕様書番号	第 7 号
		作成年月日	令和 8 年 2 月 1 8 日
		作成者	東北方面総監部 人事部援護業務課企画班 1 等陸尉 半田 裕二

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面隊が実施する部外技能訓練「準中型自動車免許」について規定する。

2 各免許取得別受講予定人数等

別紙「内訳書」のとおり

3 期 間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 履行場所

東北地方とする。

5 役務に関する要求

(1) 合宿による免許取得を基準とし、技能講習費、技能検定費（審査交付料を含む。）宿泊費、食費、入所金等の事務手続費、各駐屯地から教習所等（合宿所）までの往復交通費、検査料等の諸費用を含むものとする。

(2) 合宿期間は、契約相手側と官側との調整により決定する。

(3) 調整した期間内に卒業技能検定に合格できない者があるときは、履行保証期間（講習期間の 2 倍）を設定する。この際、令和 9 年 3 月 3 1 日を越えない期間とする。

(4) 履行保証期間における(1)に示す諸費用の増額は実施しない。

(5) 受講日の振替及び時間変更

事情により、連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定するものとする。

また、予定した受講時間に受講できない事情が生じた場合についても、時間変更の処置を講ずる。

(6) 交通費

受講予定者が所属する駐屯地から契約相手方が実施する教習所(合宿所)までの間(往復)とし、公共交通機関を使用した際の額とする。但し、新幹線、特急料金、座席指定料金は含まない。

(7) 宿泊所、就学等の設備

就学中は、教習施設に自習室(宿泊部屋に机を設置しても可)を設置し、講習時間外に任意で利用できる設備を準備するものとする。また、宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の生活環境が確保できるものとする。食事に関しては、食品衛生法に基づく食品衛

生責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事を提供すること。（同条件の部外委託による配送等可）

(8) 教材等

各種免許取得において必要な教材等を提供するものとする。

6 検 査

役務完了後、仕様書に基づく事項及び取得人数を検する。契約相手方は履行修了の都度、修了証明書を官側にFAX、メール等により提出するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に関して疑義がある場合は、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (2) 契約上、条件にそぐわない事項等が発生した場合、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (3) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみ使用し、他の者に開示漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とし、法令で定める期間が経過したのち、適正な処理により廃棄すること。個人情報管理状況について、状況により、書面を提出、又は現地において官側の確認を行うものとする。

内 訳 書

件名	所持免許	規格等	予定 数量	単位	単価	金額	備考
部外技能訓練 (準中型自動車免許)		仕様書のとおり	3	人			

受講予定者数

所属駐屯地	受講者
青 森	1
秋 田	1
仙 台	1
合 計	3

仕様書			
件 名	部外技能訓練 (中型自動車第2種免許)	仕様書番号	第8号
		作成年月日	令和8年2月18日
		作成者	東北方面総監部 人事部援護業務課企画班 1等陸尉 半田 裕二

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面隊が実施する部外技能訓練「中型自動車第2種免許」について規定する。

2 各免許取得別受講予定人数等

別紙「内訳書」のとおり

3 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 履行場所

東北地方とする。

5 役務に関する要求

(1) 合宿による免許取得を基準とし、技能講習費、技能検定費（審査交付料を含む。）宿泊費、食費、入所金等の事務手続費、各駐屯地から教習所等（合宿所）までの往復交通費、検査料等の諸費用を含むものとする。

(2) 合宿期間は、契約相手側と官側との調整により決定する。

(3) 調整した期間内に卒業技能検定に合格できない者があるときは、履行保証期間（講習期間の2倍）を設定する。この際、令和9年3月31日を越えない期間とする。

(4) 履行保証期間における(1)に示す諸費用の増額は実施しない。

(5) 受講日の振替及び時間変更

事情により、連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定するものとする。また、予定した受講時間に受講できない事情が生じた場合についても、時間変更の処置を講ずる。

(6) 交通費

受講予定者が所属する駐屯地から契約相手方が実施する教習所（合宿所）までの間（往復）とし、公共交通機関を使用した際の額とする。但し、新幹線、特急料金、座席指定料金は含まない。

(7) 宿泊所、就学等の設備

就学中は、教習施設に自習室（宿泊部屋に机を設置しても可）を設置し、講習時間外に任意で利用できる設備を準備するものとする。また、宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の生活環境が確保できるものとする。食事に関しては、食品衛生法に基づく

食品衛生責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事を提供すること。(同条件の部外委託による配送等可)

(8) 教材等

各種免許取得において必要な教材等を提供するものとする。

6 検 査

役務完了後、仕様書に基づく事項及び取得人数を検する。契約相手方は履行修了の都度、修了証明書を官側にFAX、メール等により提出するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に関して疑義がある場合は、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (2) 契約上、条件にそぐわない事項等が発生した場合、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (3) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみ使用し、他の者に開示漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とし、法令で定める期間が経過したのち、適正な処理により廃棄すること。個人情報管理状況について、状況により、書面を提出、又は現地において官側の確認を行うものとする。

内 訳 書

件名	所持免許	規格等	予定 数量	単位	単価	金額	備考
部外技能訓練 (中型自動車第2種免許)	中型又は大型 自動車	仕様書の とおり	5	人			

受講予定者数

所属駐屯地	受講者
青 森	1
神 町	1
大 和	1
仙 台	1
霞 目	1
合 計	5

仕様書			
件 名	部外技能訓練 (大型特殊自動車免許)	仕様書番号	第 9 号
		作成年月日	令和 8 年 2 月 1 8 日
		作成者	東北方面総監部 人事部援護業務課企画班 1 等陸尉 半田 裕二

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面隊が実施する部外技能訓練「大型特殊自動車免許」について規定する。

2 受講予定人数等

別紙「内訳書」のとおり。

3 期 間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 履行場所

東北地方とする。

5 役務に関する要求

- (1) 合宿による免許取得を基準とし、技能講習費、技能検定費（審査交付料を含む。）宿泊費、食費、入所金等の事務手続費、各駐屯地から教習所等（合宿所）までの往復交通費、検査料等の諸費用を含むものとする。
- (2) 合宿期間は、契約相手側と官側との調整により決定する。
- (3) 調整した期間内に卒業技能検定に合格できない者があるときは、履行保証期間（講習期間の 2 倍）を設定する。この際、令和 9 年 3 月 3 1 日を越えない期間とする。
- (4) (3) の期間においても取得が困難な場合は、契約相手側と官側と協議する。
- (5) 履行保証期間における(1)に示す諸費用の増額は実施しない。
- (6) 受講日の振替及び時間変更

事情により、連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定するものとする。また、予定した受講時間に受講できない事情が生じた場合についても、時間変更の処置を講ずる。

(7) 交通費

受講予定者が所属する駐屯地から契約相手方が実施する教習所（合宿所）までの間（往復）とし、公共交通機関を使用した際の額とする。但し、新幹線、特急料金、座席指定料金は含まない。

(8) 宿泊所、修学等の設備

修学中は、教習施設に自習室(宿泊部屋に机を設置しても可)を設置し、講習時間外に任意で利用できる設備を準備するものとする。また、宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の生活環境が確保できるものとする。食事に関しては、食品衛生法に基づく食品衛生責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事を提供すること。(同条件の部外委託による配送等可)

(9) 教材等

各種免許取得において必要な教材等を提供するものとする。

6 検 査

役務完了後、官側検査官により仕様書に基づく事項の完了状況及び取得人数を検する。契約相手方は履行修了の都度、修了証明書を官側にFAX、メール等により提出するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に関して疑義がある場合は、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (2) 契約上、条件にそぐわない事項等が発生した場合、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (3) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみ使用し、他の者に開示漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とし、法令で定める期間が経過したのち、適正な処理により廃棄すること。個人情報管理状況について、状況により、書面を提出、又は現地において官側の確認を行うものとする。

内 訳 書

No	件名	所持免許	規格等	予定 数量	単位	単価	金額	備考
1	部外技能訓練（大型 特殊自動車免許）	大型自動車 （大型車は自衛隊 に限る。）	仕様書の とおり	1 5	人			

免許取得種別受講予定者数

所属駐屯地	受講者
青 森	4
弘 前	2
神 町	5
仙 台	4
合 計	1 5

仕様書			
件 名	部外技能訓練 (けん引免許)	仕様書番号	第 1 0 号
		作成年月日	令和 8 年 2 月 1 8 日
		作成者	東北方面総監部 人事部援護業務課企画班 1 等陸尉 半田 裕二

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面隊が実施する部外技能訓練「けん引免許」について規定する。

2 各免許取得別受講予定人数等

別紙「内訳書」のとおり

3 期 間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 履行場所

東北地方とする。

5 役務に関する要求

(1) 合宿による免許取得を基準とし、技能講習費、技能検定費（審査交付料を含む。）宿泊費、食費、入所金等の事務手続費、各駐屯地から教習所等（合宿所）までの往復交通費、検査料等の諸費用を含むものとする。

(2) 合宿期間は、契約相手側と官側との調整により決定する。

(3) 調整した期間内に卒業技能検定に合格できない者があるときは、履行保証期間（講習期間の 2 倍）を設定する。この際、令和 9 年 3 月 3 1 日を越えない期間とする。

(4) 履行保証期間における(1)に示す諸費用の増額は実施しない。

(5) 受講日の振替及び時間変更

事情により、連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定するものとする。

また、予定した受講時間に受講できない事情が生じた場合についても、時間変更の処置を講ずる。

(6) 交通費

受講予定者が所属する駐屯地から契約相手方が実施する教習所(合宿所)までの間(往復)とし、公共交通機関を使用した際の額とする。但し、新幹線、特急料金、座席指定料金は含まない。

(7) 宿泊所、就学等の設備

就学中は、教習施設に自習室(宿泊部屋に机を設置しても可)を設置し、講習時間外に任意で利用できる設備を準備するものとする。食事に関しては、食品衛生法に基づく食品衛生責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事を提供すること。(同条件の部外委託に

よる配送等可)

(8) 教材等

各種免許取得において必要な教材等を提供するものとする。

6 検 査

役務完了後、仕様書に基づく事項及び取得人数を検する。契約相手方は履行修了の都度、修了証明書を官側にFAX、メール等により提出するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に関して疑義がある場合は、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (2) 契約上、条件にそぐわない事項等が発生した場合、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (3) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみ使用し、他の者に開示漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とし、法令で定める期間が経過したのち、適正な処理により廃棄すること。個人情報管理状況について、状況により、書面を提出、又は現地において官側の確認を行うものとする。

内 訳 書

件名	所持免許	規格等	予定 数量	単位	単価	金額	備考
部外技能訓練 (けん引免許)	大型自動車 (大型車は自衛 隊に限る。)	仕様書の とおり	1	人			

受講予定者数

所属駐屯地	受講者
船 岡	1
合 計	1

仕様書			
件 名	部外技能訓練 (大型自動車第1種免許)	仕様書番号	第11号
		作成年月日	令和8年2月18日
		作成者	東北方面総監部 人事部援護業務課企画班 1等陸尉 半田 裕二

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面隊が実施する部外技能訓練「大型自動車第1種免許」について規定する。

2 各免許取得別受講予定人数等

別紙「内訳書」のとおり

3 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 履行場所

東北地方とする。

5 役務に関する要求

(1) 合宿による免許取得を基準とし、技能講習費、技能検定費（審査交付料を含む。）宿泊費、食費、入所金等の事務手続費、各駐屯地から教習所等（合宿所）までの往復交通費、検査料等の諸費用を含むものとする。

(2) 合宿期間は、契約相手側と官側との調整により決定する。

(3) 調整した期間内に卒業技能検定に合格できない者があるときは、履行保証期間（講習期間の2倍）を設定する。この際、令和9年3月31日を越えない期間とする。

(4) 履行保証期間における(1)に示す諸費用の増額は実施しない。

(5) 受講日の振替及び時間変更

事情により、連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定するものとする。また、予定した受講時間に受講できない事情が生じた場合についても、時間変更の処置を講ずる。

(6) 交通費

受講予定者が所属する駐屯地から契約相手方が実施する教習所（合宿所）までの間（往復）とし、公共交通機関を使用した際の額とする。但し、新幹線、特急料金、座席指定料金は含まない。

(7) 宿泊所、就学等の設備

就学中は教習施設に自習室（宿泊部屋に机を設置しても可）を設置し、講習時間外に任意で利用できる設備を準備するものとする。また、宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の生活環境が確保できるものとする。食事に関しては、食品衛生法に基づく食品衛生

責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事を提供すること。(同条件の部外委託による配送等可)

(8) 教材等

各種免許取得において必要な教材等を提供するものとする。

6 検 査

役務完了後、仕様書に基づく事項及び取得人数を検する。契約相手方は履行修了の都度、修了証明書を官側にFAX、メール等により提出するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に関して疑義がある場合は、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (2) 契約上、条件にそぐわない事項等が発生した場合、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (3) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみ使用し、他の者に開示漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とし、法令で定める期間が経過したのち、適正な処理により廃棄すること。個人情報管理状況について、状況により、書面を提出、又は現地において官側の確認を行うものとする。

内 訳 書

件名	所持免許	規格等	予定 数量	単位	単価	金額	備考
部外技能訓練 (大型自動車第1種免許)	普通自動車第1 種免許 (MT)	仕様書の とおり	3	人			

受講予定者数

所属駐屯地	大型自動車第1種免許
秋 田	2
霞 目	1
合 計	3

仕様書			
件 名	部外技能訓練 (大型自動車限定解除)	仕様書番号	第 1 2 号
		作成年月日	令和 8 年 2 月 1 8 日
		作成者	東北方面総監部 人事部援護業務課企画班 1 等陸尉 半田 裕二

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面隊が実施する部外技能訓練「大型自動車限定解除」について規定する。

2 各免許取得別受講予定人数等

別紙「内訳書」のとおり

3 期 間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 履行場所

東北地方とする。

5 役務に関する要求

(1) 合宿による免許取得を基準とし、技能講習費、技能検定費（審査交付料を含む。）宿泊費、食費、入所金等の事務手続費、各駐屯地から教習所等（合宿所）までの往復交通費、検査料等の諸費用を含むものとする。

(2) 合宿期間は、契約相手側と官側との調整により決定する。

(3) 調整した期間内に卒業技能検定に合格できない者があるときは、履行保証期間（講習期間の 2 倍）を設定する。この際、令和 9 年 3 月 3 1 日を越えない期間とする。

(4) 履行保証期間における(1)に示す諸費用の増額は実施しない。

(5) 受講日の振替及び時間変更

事情により、連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定するものとする。また、予定した受講時間に受講できない事情が生じた場合についても、時間変更の処置を講ずる。

(6) 交通費

受講予定者が所属する駐屯地から契約相手方が実施する教習所（合宿所）までの間（往復）とし、公共交通機関を使用した際の額とする。但し、新幹線、特急料金、座席指定料金は含まない。

(7) 宿泊所、就学等の設備

就学中は、教習施設に自習室（宿泊部屋に机を設置しても可）を設置し、講習時間外に任意で利用できる設備を準備するものとする。また、宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の生活環境が確保できるものとする。食事に関しては、食品衛生法に基づく食品衛

生責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事を提供すること。（同条件の部外委託による配送等可）

(8) 教材等

各種免許取得において必要な教材等を提供するものとする。

6 検 査

役務完了後、仕様書に基づく事項及び取得人数を検する。契約相手方は履行修了の都度、修了証明書を官側にFAX、メール等により提出するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に関して疑義がある場合は、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (2) 契約上、条件にそぐわない事項等が発生した場合、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (3) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみ使用し、他の者に開示漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とし、法令で定める期間が経過したのち、適正な処理により廃棄すること。個人情報管理状況について、状況により、書面を提出、又は現地において官側の確認を行うものとする。

内 訳 書

件名	所持免許	規格等	予定 数量	単位	単価	金額	備考
部外技能訓練 (大型自動車限定解除)	大型自動車 (大型車は自衛 隊に限る。)	仕様書の とおり	3	人			

受講予定者数

所属駐屯地	受講者
青 森	1
八 戸	1
船 岡	1
合 計	3

仕様書			
件 名	部外技能訓練 (大型自動車第2種免許)	仕様書番号	第13号
		作成年月日	令和8年2月18日
		作成者	東北方面総監部 人事部援護業務課企画班 1等陸尉 半田 裕二

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面隊が実施する部外技能訓練「大型自動車第2種免許」について規定する。

2 各免許取得別受講予定人数等

別紙「内訳書」のとおり

3 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 履行場所

東北地方とする。

5 役務に関する要求

(1) 合宿による免許取得を基準とし、技能講習費、技能検定費（審査交付料を含む。）宿泊費、食費、入所金等の事務手続費、各駐屯地から教習所等（合宿所）までの往復交通費、検査料等の諸費用を含むものとする。

(2) 合宿期間は、契約相手側と官側との調整により決定する。

(3) 調整した期間内に卒業技能検定に合格できない者があるときは、履行保証期間（講習期間の2倍）を設定する。この際、令和9年3月31日を越えない期間とする。

(4) 履行保証期間における(1)に示す諸費用の増額は実施しない。

(5) 受講日の振替及び時間変更

事情により、連続する期間の受講ができなくなった場合は、振替日を設定するものとする。

また、予定した受講時間に受講できない事情が生じた場合についても、時間変更の処置を講ずる。

(6) 交通費

受講予定者が所属する駐屯地から契約相手方が実施する教習所（合宿所）までの間（往復）とし、公共交通機関を使用した際の額とする。但し、新幹線、特急料金、座席指定料金は含まない。

(7) 宿泊所、就学等の設備

就学中は、教習施設に自習室（宿泊部屋に机を設置しても可）を設置し、講習時間外に任意で利用できる設備を準備するものとする。また、宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ等の生活環境が確保できるものとする。食事に関しては、食品衛生法に基づく食品衛生

責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事を提供すること。（同条件の部外委託による配送等可）

(8) 教材等

各種免許取得において必要な教材等を提供するものとする。

6 検 査

役務完了後、仕様書に基づく事項及び取得人数を検する。契約相手方は履行修了の都度、修了証明書を官側にFAX、メール等により提出するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に関して疑義がある場合は、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (2) 契約上、条件にそぐわない事項等が発生した場合、その都度速やかに契約相手方及び官側との協議により解決する。
- (3) 契約の履行に際し、知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみ使用し、他の者に開示漏洩してはならない。これは本契約を終了した後も同様とし、法令で定める期間が経過したのち、適正な処理により廃棄すること。個人情報管理状況について、状況により、書面を提出、又は現地において官側の確認を行うものとする。

内 訳 書

件名	所持免許	規格等	予定 数量	単位	単価	金額	備考
部外技能訓練 (大型自動車第2種免許)	大型自動車	仕様書の とおり	132	人			

受講予定者数

所属駐屯地	受講者
青 森	23
弘 前	9
八 戸	10
秋 田	5
岩 手	8
仙 台	18
霞 目	3
多賀城	7
反 町	3
船 岡	12
神 町	16
大 和	10
福 島	4
郡 山	4
合 計	132